

## 平成29年度 随意契約の公表(人権文化ふれあい部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成29年10月1日から同年3月31日までの随意契約

【人権文化ふれあい部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
市民課	八尾市住民基本台帳関係システム運用保守業務委託	平成29年10月1日	富士通(株)関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	6,298,236円	契約相手方については、現行住民基本台帳システムの構築業者であり、サーバ、端末、ネットワーク環境も含めた環境について熟知している。障害発生時の迅速な対応も含め、運用保守業務については、契約相手方しか対応できないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	国民年金法に基づく届書の電子媒体化に係るシステム改修業務委託	平成30年1月15日	富士通(株)関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	8,182,000円	国民年金法に基づく届書の電子媒体化に係るシステム改修業務は、国民年金システム改修が必要になるため、同システムの設計開発業者であり、現在、システム運用保守を実施している契約相手方以外では実施できないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	旧姓併記制度対応業務システム改修作業委託	平成30年1月22日	富士通(株)関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	27,937,440円	本改修作業については、住民基本台帳システム・住基ネットシステム・コンビニ交付システムと多岐に亘ります。データベースの改修や旧姓併記登録後にかかるシステム連携等のテスト・改修は極めて専門性を有するものです。契約相手方は本市が利用する住民基本台帳システム等の開発業者であるとともに、本市の住民基本台帳システムサーバや付随するネットワーク等の環境面を熟知しており、契約相手方でしか安全かつ確実に改修作業を実施できないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
文化国際課	八尾市文化会館階段照明器具取替修繕	平成30年2月15日	株式会社川本電気工業	八尾市北本町二丁目12番36号	756,000	当該業者は、事前の状況調査において技術的な確認を行う立場で同行し、現場の構造や状況を最も把握しており、また、施設の稼働率が非常に高い状況の中、早期に修繕着手可能であったため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)